

892-0846

郵便区内特別
鹿児島県鹿児島市加治屋町4番6号サーパス
加治屋町301号

横川 利恵

様



004189 02 1/1 AA130A005206#

【市民税・県民税・森林環境税 納税通知書】 51540

整理番号 17190011

通知書番号 1069022

下記のとおり税額を決定しましたので、地方税法第41条、第319条、第319条の2、第321条の7の5及び第321条の7の8の規定によって通知します。

令和 7年 6月10日

鹿児島市長 下鶴 隆央



1 市民税・県民税・森林環境税の合計年税額(円)

合 計 年 税 額	348,600
-----------	---------

◎徴収方法ごとの内訳(円)

普 通 徴 収	348,600
給 与 特 別 徴 収	0
公 的 年 金 特 別 徴 収	0

2 徴収方法ごとの税額等

(1) 普通徴収(円)

・納付書又は口座振替により納めていただきます。

(充当・委託納付額がある方は、裏面の《充当・委託納付額のある方へ》をご覧ください。)

期 別	納 期 限	税 額	充当・ 委託納付額	差引納付額
第1期	令和 7年 6月30日	87,600	0	87,600
第2期	令和 7年 9月 1日	87,000	0	87,000
第3期	令和 7年10月31日	87,000	0	87,000
第4期	令和 8年 2月 2日	87,000	0	87,000

(2) 給与特別徴収

・給与特別徴収がある方は、給与支払者が給与から徴収します。

(内訳は給与支払者に通知していますので、給与支払者から明細を受け取りご確認ください。)

(3) 公的年金特別徴収(円)

徴 収 月	税 額
令和 7年 4月	0
令和 7年 6月	0
令和 7年 8月	0
令和 7年10月	0
令和 7年12月	0
令和 8年 2月	0

・公的年金特別徴収がある方は、公的年金の支払いの際、年金支払者が公的年金から徴収します。

◎来年度の仮特別徴収(円)

徴 収 月	税 額
令和 8年 4月	0
令和 8年 6月	0
令和 8年 8月	0

◎口座振替の方

金 融 機 関 名	ゆうちょ銀行
店 舗 名	
口 座 番 号	17140-1991****
口 座 名 義	ヨコカワ リエ
振替(払込)方法	期別納付 扱い

※口座番号の一部を*で表示しています。

※口座振替(自動払込)の方は、上記口座から、左記「差引納付額」を納期限日に口座振替(自動払込)いたします。

(注) 再振替(払込)はしませんので、振替(払込)日の前日までに預(貯)金残高の確認をお願いします。

期別納付扱いの方へ

・「差引納付額」を各期ごとの納期限日に振替(払込)いたします。

全期前納扱いの方へ

・「差引納付額」を最初の納期限日に振替(払込)いたします。

・「差引納付額」が振替(払込)できなかった場合は、次の期から期別納付扱いになります。

◎公的年金からの特別徴収情報

特別徴収義務者 (年金支払者)	
年金支払者の法人番号	
特別徴収対象年金	

3 市民税・県民税・森林環境税決定内訳書

(1) 所得等の内訳 (円)

収入	給 与 収 入	550,000
	公 的 年 金 等 収 入	
総合課税所得	不動産	4,588,791
	配当（株式）	100
	給与（調整控除後）	0
総	所 得 金 額	4,588,891
分離所得		
合 計	所 得 金 額	4,588,891
繰 越	損 失	
総	所 得 金 額 等	4,588,891

(2) 所得控除の内訳 (円)

所得控除	社会保険料控除	636,310
	生命保険料控除	56,000
	地震 (損害) 保険料控除	9,240
	基礎控除	430,000
所 得 控 除 合 計		1,131,550

(3) 課税標準額 (円)

課税標準額	総所得	3,457,000

(4) 税額の内訳 (円)

		市 民 税	県 民 税
税	所得割合計額	207,420	138,280
	調整控除	1,500	1,000
	配当控除	2	2
額	所 得 割 額	205,900	137,200
	均 等 割 額	3,000	1,500
	計	208,900	138,700
森 林 環 境 税		1,000	
年 税 額		348,600	
配 当 譲 渡 割 控 除 不 足 額			

◎扶養・本人区分等

扶 養 区 分						本 人 区 分						均 等 割 軽 減	家 屋 敷
配偶者一般	配偶者老人	特定扶養	同居老親	老人	16歳未満その他	障害 同居特別 特別 その他	未成年者	障害 特 別 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生		
					1								